

導入・運用計画

<計画の概要>

- 奨励金は、介護福祉機器の導入のみをもって支給されるものではありません。介護労働者の身体的負担軽減や腰痛予防につながるよう、適切な運用を行うために、「導入機器の使用を徹底させるための研修」、「導入機器のメンテナンス」、「導入効果の把握」、「腰痛予防の講習」等を行うことが必要です。
- 導入効果については、腰痛の症状がある職員数や身体的負担が大きいと感じる職員数の改善率等で評価いたします。導入効果は一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は、奨励金は支給されません。
- 導入・運用計画には、導入に関する事項と運用に関する事項を記載します。
- 計画の作成にあたっては、まず事業所の現状や問題点の把握することから始めましょう。問題点に沿って事業所に必要な機器を導入することが大切です。

導入・運用計画

導入に関する事項

導入する介護福祉機器の内容等

運用に関する事項

導入機器の使用を徹底させるための研修計画	腰痛を予防するための講習の計画
導入機器のメンテナンスの計画	導入効果を把握するための計画

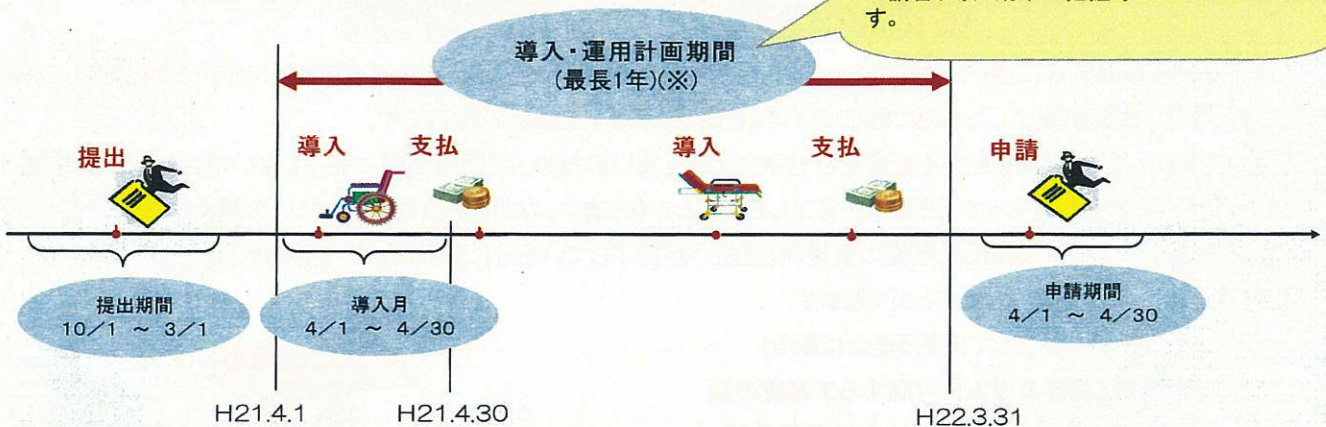
計画作成の流れ



<計画の期間・提出期限>

- 導入・運用計画は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日を開始日とし、3ヶ月以上1年以内の期間で設定してください。なお、計画期間内に機器の導入、支払、研修、講習、導入効果の把握等を完了させることが必要です。
- 導入・運用計画は、計画の初日(機器を導入する月の初日)から遡って6ヶ月前から1ヶ月前の間に提出してください。
- 奨励金の支給申請は、計画期間の末日の翌日から1ヶ月以内に行ってください。

導入・運用計画期間の例



※費用の支払いが計画期間を超える賃借及び分割による支払いのため、計画期間内に完了しない場合は、計画期間内における最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。なお、賃借による支払いの場合にあつては、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料(支払いが完了している分に限り)の1/2を助成します。